

※※料金の記載のないものは無料※※

防災ラジオ貸与申請はお済みですか？

緊急地震速報など、
防災情報がいち早く
放送されます。申
請は防災危機管理
課まで。

問本 防災危機管理課
Tel 23-7284



本 石岡本庁舎 Tel 23-1111 (代)

〒315-8640

石岡市石岡一丁目1番地1

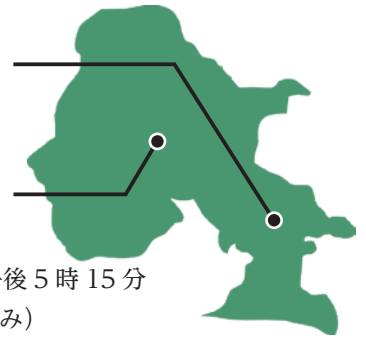
支 八郷総合支所 Tel 43-1111 (代)

〒315-0195

石岡市柿岡5680番地1

開庁時間：月～金 午前8時30分～午後5時15分

※水曜日は午後7時まで（一部業務のみ）



くらし・手続き

野焼きはやめましょう！

▼野焼きは法律により、原則
禁止されています。農業者
の行う稲わらの焼却など、
例外規定の野焼きであって
も、周辺住宅への迷惑とな
らないよう配慮する必要が
あります。霞台クリーンセ
ンターみらいへ自己搬入す
ることで資源化できます。

※八郷地区の相談は、支所総
務課で受け付けています。

※土日祝日や夜間に行われてい
る野焼きのご連絡は、石岡市
消防本部（Tel 23・0119）
までお願いします。

問本 生活環境課

Tel 23・7301

問支 総務課

Tel 43・1111

10～12月分

紙おむつ購入費助成

対象者／次の全てに該当する人

- ① 市内在住・在宅（グループ
ホーム・ケアハウスを含む）
- ② 今年度住民税が非課税世帯
- ③ 要介護1以上

園部郵便局で住民票などの証明書交付が受けられます

園部出張所の廃止に伴い、地域の行政サービス維持のため、令和8年1月15日困
より園部郵便局で住民票などの証明書の交付が始まります。

- ・利用可能日時：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（土日祝日、年末年始を除く）
- ・必要なもの：本人確認書類 ※代理人の請求も可能です。

【園部郵便局で交付可能な証明書と手数料】

- | | | |
|----------------------------------|------------------------|-------------------|
| ① 住民票（謄本・抄本） | 300円 | |
| ② 印鑑登録証明書 | 300円 | ※印鑑登録証をお持ちください。 |
| ③ 戸籍関係証明書 | | |
| ・ 戸籍謄本・抄本 | 450円 | ・ 除籍謄本・抄本 750円 |
| ・ 改製原戸籍謄本・抄本 | 750円 | ・ 戸籍の附票謄本・抄本 300円 |
| ※本人及び同一戸籍に在籍されている方のみ交付となります。 | | |
| ④ 税関係証明書（納税証明書・所得証明書・課税[非課税]証明書） | 300円 | |
| ⑤ 飼い犬の登録（届出）の受付登録料 | 2,000円（鑑札再交付の場合1,000円） | |
| ⑥ 狂犬病予防注射済票の交付 | 400円 | ※注射済証明書をお持ちください。 |

【令和7年11月30日 園部出張所は廃止となりました】

ご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力を願います。

問支 総務課（内線1123）・市民窓口課（内線1122）

助成対象商品／紙おむつ・尿 とりパッド・リハビリパンツ

※おしりふきは対象外

助成上限額／月3200円

申請方法／①②を介護保険課

または市民窓口課に持参

① 10～12月に購入したレシー
トまたは領収書

② 対象者または介護者の振込 先口座番号がわかるもの

申請期間／令和8年1月9日

金まで

※詳しくはこちら

から▼

問本 介護保険課

Tel 23・7327



広告掲載欄

広告掲載欄

くらし・手続き

集積所の管理のお願い

▼集積所にごみが放置されたままの状態が続くと、害虫・悪臭の発生や、不法投棄の原因となる恐れがあります。回収されなかったごみや不法投棄されたごみは、各集積所の管理者・利用者に片付けていただくこととなります。また、ルールを守らずにごみを出すことは廃棄物処理法に違反する場合もあります。収集日や分別ルールを守り、気持ちよく使用できるように常に清潔を保ちましょう。

※八郷地区のごみに関するご相談は、支所総務課までお願いします。

問本生活環境課

Tel 23・7301

問支総務課

Tel 43・1111

家屋を取り壊したらご連絡を

▼固定資産税は、1月1日時点で土地・家屋を所有している人に課税されます。年内に家屋（居宅・店舗など）

の取り壊しの確認ができな
いと次の年度も課税され
てしまいます。

家屋を取り壊した場合や家
屋の用途を変更した場合
は、早めにご連絡ください。

問本税務課

Tel 23・7295

償却資産（固定資産税）の 申告をお願いします

▼令和8年1月1日現在で償
却資産を所有している人
は、申告する義務がありま
す。この申告に基づき令和
8年度の固定資産税（償却
資産）を算出しますので、
必ず申告してください。

申告が必要な人

・令和8年1月1日現在、市
内で事業を営んでいる個
人または法人

・令和8年1月1日現在、市
内で事業を営んではいない
が、事業用の資産を貸し付
けている個人または法人

申告期限／令和8年2月2日

（郵送の場合は必着）

申告方法／昨年度申告をした
人は1年間の償却資産の
増減を申告してください。

ただし、昨年度に電算申告
をした人や、事業を始めた
人、今年度新たに申告する
人は、令和8年1月1日に
所有しているすべての償却
資産を申告してください。

※昨年度申告した人には、12
月中旬頃に申告用紙を郵送
する予定です。新たに申告
する人や申告用紙が届かな
い人は、市ホームページか
らダウンロードするかご連
絡ください。

提出方法／郵送、窓口へ直接
提出または電子申告（eL
TAX）

※申告には便利な
eLTAXをご
利用ください▼

問本税務課

Tel 23・7295



乗合いタクシー

年末年始運休情報

運休期間／12月27日（土）～令和
8年1月4日（日）の間

1月5日（月）の予約は12月22
日（日）から受付開始です。

※予約受付は、利用日の14
日前からです。休日明けの
午前中は、予約の電話が多
く、電話がつながりにくい
ことがありますので、早め
の予約をお願いします。

※WEB予約は、これまでど
おりご利用いただけます。

問予約受付センター

Tel 23・5500

（市社会福祉協議会）



赤ちゃんの駅と

移動式赤ちゃんの駅を ご利用ください！

【赤ちゃんの駅って？】

赤ちゃんのいる人が外出するとき
に、気軽に立ち寄れる授乳やおむつ
交換ができるスペースのある施設の
ことです。市では、子育てを支援す
る取り組みの一環として実施してい
ます。

【移動式赤ちゃんの駅って？】

赤ちゃんのいる人が安心してイベ
ントに参加できる、授乳やおむつ交
換ができるスペースのことです。

移動式赤ちゃんの駅の貸出をして
います。

※詳しくはホームページ
をご確認ください▶

問本こども未来課

Tel 23-7331



広告掲載欄

広告掲載欄